

第5次あさぎり町保健福祉総合計画等策定支援業務委託に係る選定基準

1 業者の選定基準

本プロポーザルへの参加資格は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) あさぎり町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要綱(平成15年4月1日訓令第34号)に基づく指名停止の措置期間中ではないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算手続き、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者でないこと。
- (4) あさぎり町暴力団排除条例(平成23年条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 他自治体等での同種業務または類似業務の実績及び本業務を遂行する十分な能力を有していること。
- (6) 個人情報の保護について、本町の施策に準じた措置を講じることができること。

2 選定

公募型プロポーザル方式とし、書類審査による選定方式とする。~~全ての提出書類のほか、~~
参加者によるプレゼンテーションの内容に基づく、総合的な評価を行う。

3 審査方法及び審査基準

(1) 選定手順

① 提出された提案書及び見積書等について、各審査項目の評価基準に基づき審査し、本業務に最も適していると思われる提案者を選定する。

i 本町の関係者による審査会を開催する。提案評価者は、提案書、見積書、業務実績等を審査する。

ii 審査は、~~書類審査のみで行い、~~全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションに対し、別に定める提案評価基準に基づき実施し、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

iii 審査結果は、提案者全てに書面により通知する。ただし、特定者選定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとする。

② 参加事業者が1社であっても、本町が定める基準を満たした提案内容であれば、委託の相手方として選定するものとする。

③ 次の評価項目ごとに右欄に掲げる評価点を満点として評価し、総合的に判断する。

なお、提案書等は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものであり、提案

書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容とはならない。具体的な契約内容及び委託金額は、本町との交渉を通じて決定する。

(2) 選定における選定基準

「第5次あさぎり町保健福祉総合計画等策定支援業務委託プロポーザルに係る評価項目及び評価基準」による。

(3) その他

①選考経過は非公開とするが、選定された事業者名及び総評価得点については、公表の対象とする。

②本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。

③提出された提案書は返却しない。

④審査により選定された提案者は、第5次あさぎり町保健福祉総合計画等策定支援業務委託に係る契約予定者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

⑤審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。

⑥最高評価点に同数がある場合は、評価者の多数決により決定する。